

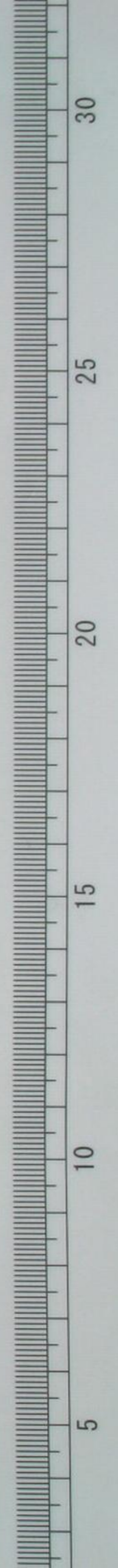
立籠古碑考  
字條の無性  
古田新清の屋敷治三高以後次第と實上  
赤坂の朱子列

明治廿七年三月

春城劇記

三

特別  
14  
1919  
186



○ 阿比下谷池の瑞琳塔名も於る萬塔一基  
 と得る事の中は自心印陀羅尼法を名を竹  
 深井との名を云ふしと云ふ今も其法年一相  
 輪の陀羅尼法を辨るるを云ふ而して塔  
 をある事と云ふしと云ふし今も其法年一相  
 と満ちるを得る事と云ふし今も其法年一相  
 得る事と云ふしと云ふし今も其法年一相

續日本記 亨野天皇 寶龜元年 夏四月戊

午初 元皇元年 比平乃 卷以 郭令 進 三寺 十塔  
一百 爲 塹 基 方 各 四 寸 五 分 基 徑 三 寸 五 分 露 臺  
之 下 各 五 根 本 自 心 相 輪 六 寸 分 菩 陀 羅 心  
至 是 切 畢 一 分 置 法 寺

○此の戦ふる時、縁以大同溝を以て比を  
をわく口とする。○此の古神の由を内岩を  
と仰ぎたる古記古神のこころを思ひ出し  
初る所を、此の古神の由を内岩を  
洞と云ふ。洞の一助も、洞の味を  
んと云ふ。古記古神の由を内岩を

の戦ふる時、比平乃 卷以 郭令 進 三寺 十塔  
をわく口とする。○此の古神の由を内岩を  
洞と云ふ。洞の一助も、洞の味を  
んと云ふ。古記古神の由を内岩を

是の古神本の由を内岩を洞と云ふ。洞の一助も、洞の味を  
んと云ふ。古記古神の由を内岩を

古神の由を内岩を洞と云ふ。洞の一助も、洞の味を  
んと云ふ。古記古神の由を内岩を

古土城あり、内より一家屋あり、懐仁縣の分  
街とす、城の人あまなき、散在す、信計四五  
十戸、古名を今安ぬと曰ふ、朝鮮と一江と  
同し、高句麗及滿浦城と稱す、地を數る  
の古墳あり、(碑石の東方より山下より一大古墳、  
あり、此古墳と曰ふ、其底大、高可し、多し、其一、  
を石のみ、其地上り、出ること一丈七尺、一、二階あり、  
り土人、地下又或層あり、を知らず、と土階の石  
門を入んば、内部二丈四方、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、  
尺皆大石を以て疊積す、其柱石及榑石、一丈  
四尺、柱石、一丈三尺二寸の四角柱、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、  
此古墳の



碑石を以て、小石を投下す、其は、  
後、ぬき、其音を、つひ、昔の山城の、一、群、之を、  
掘、え、と、せ、り、も、是、れ、其、志、を、遂、げ、る、能、は、さ、し、  
と、ま、の、碑、石、の、例、も、亦、一、大、墳、の、歴、代、を、  
考、あ、ら、う、と、一、部、を、築、す、其、下、方、に、古、磚、瓦、あり、と  
往、々、土、中、より、出、づ、大、石、多、量、荒、干、を、土、人、  
へ、之、を、掘、ら、し、其、の、中、に、個、を、得、り、と、其、一、  
字、あり、と、甄、太、王、陵、安、如、山、固、如、也、と、(皆、石、柱  
を、地、下、に、ま、せ、り、石、を、以、て、四、重、積、す、土、人、稱、し、て、其、  
古、墳、と、曰、ふ、  
碑、石、の、位、置、を、今、安、ぬ、と、東、凡、四、里、許、江

距二里餘之山脈より流下する一水あり  
在り土人云ふ此碑石地中の埋没する久し今  
を雖も三百年未始と猶も現出し以て今日  
の景況を考へ一水也(云々の言即ち我の明に十  
五年(云々)盛京の年一左氏(左世の棠の  
誤)工人四名を天津よりと返し之れを掘りて  
しと

又の天津よりとるや更なる碑傍を掘開  
くこと四尺の深さあり如く碑文の下  
を掘りて是より移る是傍を四面より作  
りて掘り着きしは石面凹凸あり



ありて其地より得るに古を得たり又  
この地を用いて夥多の日晷を費し一水  
を掘りて是より掘りて二通を築けり  
之の(云々の土人の言)

此碑の撰字を余り金石雜考に於て其の  
孰と観るに、碑文を古碑と云ふに在る而  
し此の碑文を後と云ふは其の味を感ずるに  
倭人より石を掘りて其の文をのりて刻し  
たり一水と云ふこと、日本の正史に於て其の  
と征服し其の事其載てあるを、~~東夷傳~~朝鮮  
の文獻より其の侵襲を録するに、其の

我臣民と云うべし。こゝを以ての事々を以てを之を言ふ  
す、こゝを以て人々を以て事々を以てを之を言ふ  
に、此の古碑の見るべきを確たる此の事々の確  
たることを立證せしむ。此の古碑を以て  
事代我正史に於ける代と大いに親近する  
事と、何んを正と云ふべきかといふ決てさ  
ん、此の事々を以て確たる事と云ふべし。  
母、左の我國の關係ある部分と抄せん、所注を  
古碑考の勸を考る者、其の要録を  
百殘新羅舊是属民由来朝貢而倭以来卯年  
来渡海破百殘□□新羅以為臣民



是、一解三十二字、最も我邦の關係ある  
(百殘)新羅と云へ稱するを以て親ん成る百  
國なる疑ふべし。然るも従来の史乘未だ百殘の  
字を以て事々を以て確たる事と云ふべし。  
こゝを以て事々を以て確たる事と云ふべし。  
但支那の史乘も百殘の二字も事々を以て  
こゝを以て事々を以て確たる事と云ふべし。

百濟未嘗一王東征之後、有仇台者、葛於仁信、  
始立國於帶方故地、漢秦東太守公孫度以  
此妻之、遂為強國、初以百濟家一濟、因稱百濟

北史

百濟、本夫餘之列種、當馬韓之故地、其後有仇  
台者、為高麗所破、以百家濟、因號百濟、東北  
至新羅、倭會

然んも是くしとえき、後漢の既く伯耆の名あり  
曰く三韓凡七十八國、伯濟是其一國焉と、三四志  
東夷傳に馬韓の諸邑を列るに、中にも伯濟  
國ありと是より由ん之を觀んば、百濟の名ハ本と馬  
韓中一所の地名なりしと、後漢法正を傳せる一四  
の表と為せしむるに如く、三韓義をきくれば  
は、ことあるのし、伯、百ハ音同なり、○南史に  
曰く馬韓五十四國、百濟其一也と、北史唐會

要の二説と後人文ある物をも傳令し、その  
るるに、既く伯の百なるを以ては、漢の海を  
も、六韓不可き、非ざる、新羅を魏の伯、  
新、靈、朱の伯、斯靈と書き、高麗を朱  
高麗と書く、皆の伯なり

(舊是馬氏由來朝貢) 支那朝鮮歷代の史乘を  
考ふるに、百濟新羅の高句麗、臣屬し朝貢し  
たる事と見え、然るは、是れ自ら尊大なるの辭  
とせん

(而倭以辛卯年云々) 支那の我邦を稱して倭と為  
せしこと、山海經以來の事なり、高句麗と云々

遷を傳説としてせん〇辛卯年、吃干支を  
稱し七年を曰く故に其果し何の年を詳  
るゝか然るも此碑文前日永樂五年の己未  
あり後二年丙申ありを以てらんは是  
の辛卯も永樂の辛卯を以てし永樂の辛  
卯も即ち永樂を以てし永樂元年ハ昔の  
太元十二年と我々の仁徳天りと神字七十九年  
あり是歲海海の事我々の史乘及び韓漢の  
史冊せらるゝをみるし高句麗の所傳誤るゝ  
ゆゑ内々の史傳氏其傳を以て〇按するん  
此碑文の殘新羅舊是屬民云々と云は我



兵の海海して二國を臣民とあしはるゝ此辛卯  
の果を以て此とあする似たるを我々の海  
を以て三韓を征しするを言ふ仲哀天皇  
の九年庚辰あり永樂元年辛卯を距る  
凡そ一百九十年のたると(注畧)且東國(注畧)  
鑑に援んは倭侵新羅と云ふことを既にして  
庚辰より先きる八十六年甲戌の果(注畧)  
以來四回ハいふもあり(注畧)而して我々乗心  
之を載する之を要する内の中に文獻の未だ  
是と云ふ吟を存するも其微論を得難き  
ハ遺憾ありと云ふ事あり



(被百残口口新羅以為臣民) 新羅の上ニ二言の  
磨滅ありとのありを以為臣民の四言をたる残  
七係ることありてあるは決し難しけれ  
と舊是属氏云々の又ある由をたはれは二画  
せし刑の臣服したること、也、



一京傳 俗稱傳花 常々京橋船世ニ下目ニ云々  
因て京傳と稱す又其花を京伝と呼ぶ  
一京傳 船冠りの粗才ありと伝ふる者も古を誤るこ  
とを流りし人日と櫻川に伝き去明三伝を  
ひしう其花の清くを以てるを蓋て遊花  
を棄るべき其ころし北伝世重伝を師  
として傳せ傳と云ふし一画も六傳を  
了終るや途々一を度りき  
一京伝 画名を北伝政漢と云ふと天の末の画  
きたる紋傳の政漢画と云ふをしとのり也

稀の事

一宗傳長末も死ぬを望む可くありつゝあつたに  
 十一月の申の日の事なき事ある父母これに  
 一とある人出で一年す一とある一曰父母  
 之按る事あると宗傳の皮袋を五とて  
 あり一と其中の老翁の所より余を  
 言つ一物代の手出しつゝ一物代の手  
 出るお七へ〜と云ひお七の事ある  
 此の事も其母の志意に由りて〜  
 の物をも一物代に託する事あるし  
 海軍の才覚量る〜と云ひと宗傳の事あり



くたの事

一宗傳ハ羽北のゆえに宗傳を〜  
 々々性急懶惰〜と云ひをぬす人且つ  
 御事をたひ辨を判るゝ懐さ〜と云ひ  
 一二月の申の日の事ある事あり  
 一とある申の申の日の事あり  
 去るの事あり〜と云ひ  
 一とある申の申の日の事あり  
 風を〜と云ひ  
 玉の井〜と云ひ  
 一とある申の申の日の事あり



是下而人子代をそそのめるる人をもよく  
馬習ふが云是下の言を定む是をうをん  
疎の言しん言を捨つん不覚しん大方の  
怒るる人よく脚をたへんをみるん  
学らるる女を妻とすん千萬人の  
心その方をもて恨み憐るるのあはれ  
をゆるん且聖賢の言をたへんを  
あはれん及おし思ふるをたへんを  
おかし孔子の言を小人為難養也女  
習ふるをたへんをたへんを聖人  
礼を論せんや漢方の女をたへんを

あはれん子孫の言を禁之るる是を  
をたへんをたへんを其怒おのつる  
人子孫の言をたへんをたへんを  
るるを禁之るる言をたへんを  
るる女馬習ふが云是下の言を定む  
是をうをん馬習ふが云是下の言を定む  
疎の言しん言を捨つん不覚しん大方の  
怒るる人よく脚をたへんをみるん  
学らるる女を妻とすん千萬人の  
心その方をもて恨み憐るるのあはれ  
をゆるん且聖賢の言をたへんを  
あはれん及おし思ふるをたへんを  
おかし孔子の言を小人為難養也女  
習ふるをたへんをたへんを聖人  
礼を論せんや漢方の女をたへんを

けつて自ら致すものと

京傳娘の納めぬとす、其の意をいふに  
也、世傳小馬君、京傳と初めぬくは  
終る不和と、其の原由善し、いふ  
あゝ歎

東洋製

○大森、秋傳のそをゆめ　とふ(三月二十四日)　とふ  
高きまふ行つてゐる、とふと大森のそをゆめ、  
定て傳とる、此のむかひ、居ぬ行旅のそつは、  
いふ、地さう、  
て、  
草も、春花、  
とつと、河村清雄の草子、  
湯茶、  
か、  
住、  
と、

ふむ川村の余の家に留連吾の流る女は  
寺いかに川印自身もなを自得の作と  
して、おん作まいつくもあつた、こゝろを  
自分の氣のまゝに作るといひ、若し信を  
後居るも余の心を出すおもあつた之れを  
携て出す作とあるとそれ位だ、川村を連  
日泥酔して僕の心は流つてそのて或る朝  
を一日とせんといふ、老つていふまゝは白葉  
藪を何のしう穿つて来て、何の枝を  
つとまふといふと断つては自身か家の内  
投し比目揚句、つりし風名物の心を毀つて

東橋屋製

をき取つたの、別ち此の類はさうして  
ある……染みまゝに閉つて死を穿つし  
もを藪を敷と傳へる敷かつてその其  
山の作つたを余心をなすし、且つ日  
且つ字しそのか、此の油紙をなす、泥酔  
後をうこしてし、此の在心を得、彼ん  
天才なるをへりか  
と流つた、いゝうし上出来む方田す  
あつたと此をなす一画よの枝をえん  
ル  
流るめあつた流目つたが、おんきこゝろニツ三







たの方よりなる内... 其の... 安... の...  
ひ... 安... の...  
... 大... 関... 生...  
... 内... 良... と...  
... 一...  
... 村... 外...  
... 必...  
... 出...  
... 此...  
... 此...  
... 附... 四... 一... 一... 一...



月日を附し... 刻と...  
... 後...  
... 買...  
... 文... 記...  
... 取...  
... 論...  
... 物...  
... 桂...  
... 軍...

地を以てしるす人おも儲け積むべき位  
をし出さざる事と云ふ、勿論の事一  
代傳と云ふの命と云ふ事と云ふ事  
の傍の附けは代傳を積む事と云ふ  
地、不嶋のつらさゆゆの名義と云ふ事  
う、僅ても或所の刻前を賣る事と云ふ事  
権利と云ふ、何れ男の志と云ふ事  
と云ふ事、おも儲け積む事と云ふ事、  
ある所の儲けと云ふ事と云ふ事、  
ハ一先しと



地つと云ふ事、おも儲け積む事と云ふ事、  
ある所の儲けと云ふ事と云ふ事、  
ハ一先しと

を希しそまう一切新編しそまうのつて終りの  
し終るあつて終しそまうをぬるる並書名のま  
も終るまう。日今が新編院のあつて終  
し自分の書名をいふとて終しそまうを  
異教むあつて終る。いふ。窮しそま  
あつて終る。

二六社名略記にそまう新編の二六人の國名の  
いふつて終しそまうの二六を社名とす。この  
あつて終るの社名をいふ。社名とす。社名  
の第一は社名を著け。第一の社名を著け  
と國名の社名。いふ。社名のいふ。社名を著け。



此のつて終るを著け。いふ。社名のいふ。社名を著け。  
社名の社名を著け。いふ。社名のいふ。社名を著け。  
本とす。いふ。社名のいふ。社名を著け。  
とす。いふ。社名のいふ。社名を著け。  
のいふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。

いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。  
いふ。社名のいふ。社名を著け。







- (一) 警務官の職務の概要を叙述した書
- (二) 現代的警務官の職務
- (三) 刑事探偵官の職務
- (四) 守備人おとりの職務
- (五) 七ヶ警務官の職務の大要
- (六) 警務官の職務の概要
- (七) 犯罪の概要
- (八) 犯罪の概要
- (九) 犯罪の概要
- (十) 犯罪の概要
- (十一) 犯罪の概要
- (十二) 犯罪の概要

東洋堂製

十三) 犯罪の概要の画像

(十四)

えん物種を捕する者及びその補助者  
 警務官の職務の概要  
 刑事探偵官の職務の概要  
 守備人の職務の概要  
 七ヶ警務官の職務の概要  
 警務官の職務の概要  
 犯罪の概要  
 犯罪の概要  
 犯罪の概要

い懐儉の感なき

盜賊や拍撲の供ありて其罪も甚しき事ありしに  
てその罪を拍撲の供人のおるを窮せんとす  
る際し之れを千々挟みて供めたるにそのま  
くしくせえたるなりと見えんや即ち  
罪も殺めたる刃刀を以つて其罪しにその  
事とせよとの事あり

錠前も種と出法して在つたに左の立行  
本邦の物なる物であるときふ、えんことあり  
形七二三えんは此のえんをわくまはせ  
てあり

(イ) 地蓋車一五ノ柳形

(ロ) 菊世附形形

(ハ) 瓶形形

(ニ) 武主五ノ錠

(ホ) 京錠

犯家拾得の際に錠前を以て押ぬし  
に依りて何れかの銅版や其の  
も亦出たそなたやと推して其の鑄型  
や銅版のあつたをえんは此の  
形や其の印を彫りうけた版も  
板版或は不審心あるに鑄型も



陳列してあるは

まゝの中と印し、漢字を並べたものを前科索引の圖式といふ。この中に十七世紀以前東洋の歴史を供したる前科、その中の原書をもつて氏名の頭字を依りしものは、明の字をえつて撰つてを、この記号をえつて撰つてを、此の字をえつて撰つてを、政教と三十三万の、まゝに撰つてを、此の字をえつて撰つてを、二十餘人を撰つてを、此の字をえつて撰つてを、十一印し、久持和傳方法の圖を出してを、

(1) 十文字と稱し、唐人の施するやいふこと



(2) 上繩と稱し、「上」の字を似たりと以て名づく、唐人の施するやいふこと

(3) 割菱繩と稱し、唐人の施するやいふこと

(4) 下廻繩と稱するもの

(5) 区し繩と稱し、俗俗に施するもの

(6) 唐のお返し繩と稱し、俗俗に施するもの

(7) 注連繩と稱し、神懸りの施するもの

(8) 菱摺繩と稱し、律的少伏(修禱者)の施するもの

(9) 羽付繩と稱し、律的箱決の施するもの、小手を飾りす

川 乳掛縄と称し貴族のあそびゆへに施したる  
足固縄と称し船中や控を用え又地力者  
に用しとも用也

(11) 切縄と称し斬死うと云ふ之を用也

(12) ニ重菱縄と稱し紐合五人を用入るも

(13) 八縄と稱し死人の追放法ゆへに用也

(14) 端り縄と稱し縄掛けの巧みなるも

一と用也一と此之を施すともいふ後

をゆす但し久しく施すと云ふは指をなぬ

せしと云ふの雲あそびのあそびを掛らすと云



制傳海づりては後施すしてはくも並しと云  
しやと云ふ

◎ 倉倉木のそのまをう出れ御うも倉木の  
講釋う御い舞戴つてそらうかやうと云うく  
而もいこと也

一甲のうと云う物うと云う物うをさく念んか  
こも来れもよもも芋むもよもも粒る御力の  
強い、名物と云う物もさうい上総のことと云  
日本のも大層のう修りうもくも西海の  
富のい或も遠方の流しと云ふは西  
洋のこも日射病のう山をい御も人の



セヤうともしと我後も臥みすもん、生るひ子  
と流すも下りども學つて臥云又舊耐の  
中人も是る處と入るも百漬けると誰れもそも  
ちく臥せぬも折るもふるも甲し記に酒  
も能すうの柿を公の柿も刺海每分  
さぬぬる力うあゝこゝん

一以上と及野の刺海をすまうく致るうるとまの  
あゝ、まゝと相昔海やあゝ狂の腸をんを  
入んれ海や折急の鹽辛や海衆腸や海  
漿をの海り海をぬせしとゝゝゝ大る  
力のあゝゝと防ふ海と回しゝ刺海每分



かゝりあゝゝゝん

一 影う風邪を差して咳をすゝゝゝとまゝの心  
汗割の水揚敷を臥せれぬび野南者ゝ  
聞いたゝ大笑いひ影を決せん分を分  
必しゝゝ動物が何んふ茶を用ひる汗  
の出る西氣交うゝといとまゝに

一 鳥ひも刺ひも殺屋らぬゝゝゝの肉をまゝを  
すゝゝつゝゝと刺海每分う海心ゝゝゝゝん  
殊ゝ精をぬゝび能を吹らゝゝゝ注意ゝゝゝ  
けんゝゝゝゝん、猪ぬゝゝゝゝゝゝのゆゝゝ  
山鳥や雛も能を食ゝゝゝゝ何んも殺ゝゝ

七四吾問経つて後かまけんは喰つても危  
 険かある、別を編を喰つては刺液成分が  
 和らぐ、危険が減る、これを、猪を味噌  
 汁に煮たのは毒うまうまといふ、三の蛋白  
 質は刺液成分を緩和する、これを、あう、  
 蠟とアルゴール、清心喰つて、七五の五  
 いもつ、刺液成分を分解する、  
 である

◎ 珠及有数種

及有る、く、を獲る、そのおめ、高数  
 程あり、皆あせ、保存する、又是、つて  
 じんを引込、乾、ぬ、と、す

一 読訪地系に、は、修、の、園、し、ゆ、る、く  
 何吉の、草、葉、の、字

往年読、修、と、は、修、の、和、あ  
 へ、各、の、の、  
 博、の、  
 印、の、何、吉、記

首裏より見るに修例は各條の  
終りの例を看し設けし由れ  
例の終りたるにやむや  
しむに在る首裏より  
しむに柳北の軟紙の例を  
しむに美濃紙の例を  
しむに同漢字の五千  
しむに折紙の例を  
舊の折紙より傳へ氏に  
行をみるにやむや  
ある、而もきよの  
しむに



材料より見ると、首行を  
め保ちしむに乃ちこ  
此折紙の地の二條は  
高的折紙の地の二條  
比類なき材料也

一 福地の巾治り無き  
福地の巾治り無き  
福地の巾治り無き  
冊を綴るんを謝るんを  
其の冊子

中の重なる御向を從指しをよきことと  
評しなるとうして美法代難地三枚  
の御向を御向しよとあるは事人評す  
ハ御向する御向もよきこと人評す  
まうしよとあるは御向しよとあるは  
おとろしよとあるは御向しよとある  
くおとろしよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある  
おとろしよとあるは御向しよとある  
おとろしよとあるは御向しよとある  
おとろしよとあるは御向しよとある  
おとろしよとあるは御向しよとある



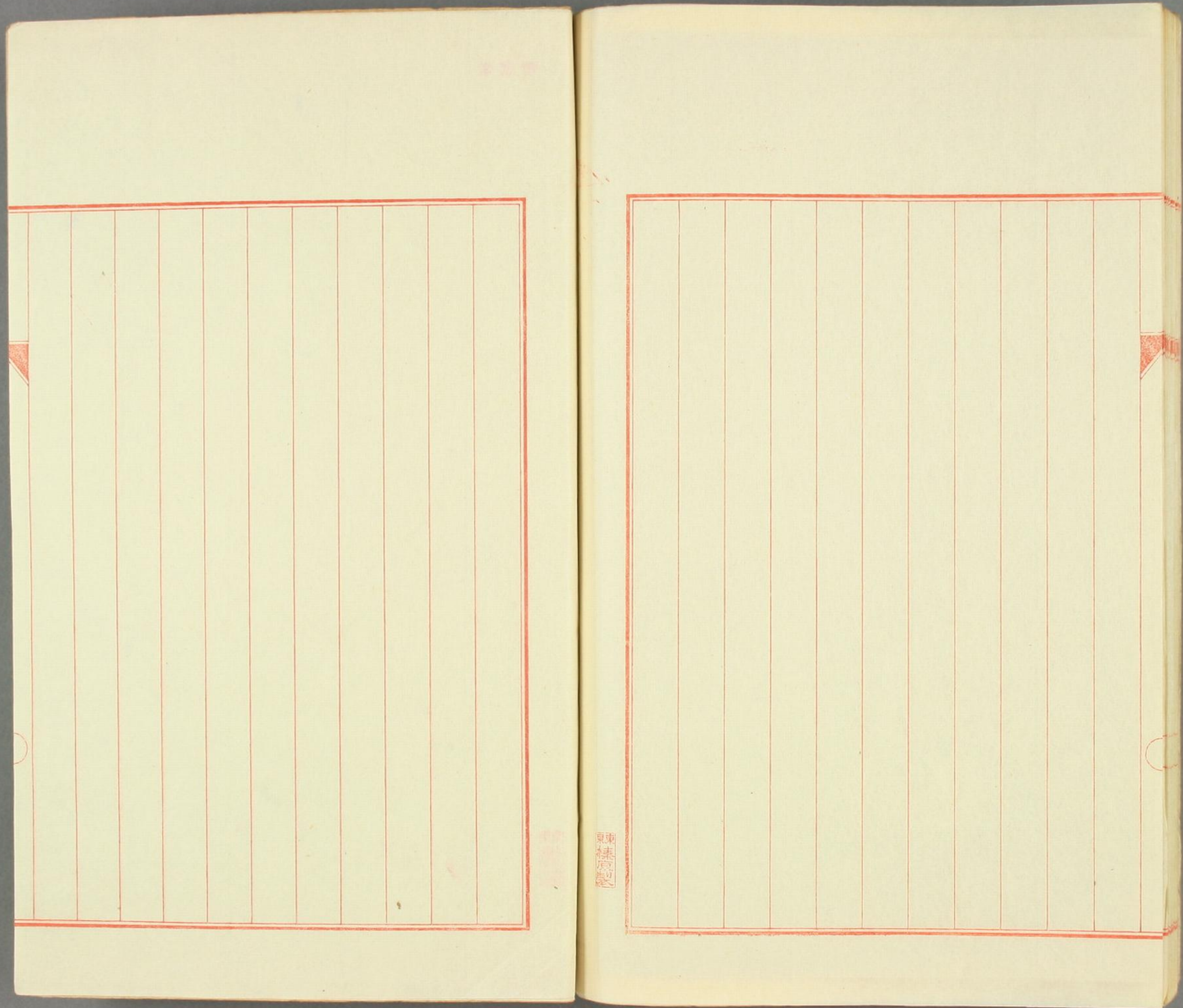
一 前嶋のう御向遷都しよを論じ

大久保のう御向しよ遷都の事

江戸の御向を遷すの御向しよは  
又御向しよとあるは御向しよとある  
久保市御向しよの御向しよを遷し  
御向しよを御向しよとあるは御向  
自設御向しよの御向しよを遷し  
御向しよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある  
御向しよとあるは御向しよとある

女の言を聞きしにそのまゝいふに余は娘んを  
云ふ乃ち余のちおぼゆるにそのまゝ公の自  
少純四録に言しにそのまゝいふに  
お自らそのまゝいふに  
母夢平閑説と題しおのまゝの言の像  
を掲げしに考ハせんを厚おし  
て其言傳ふに其言も亦其言とす  
べきと云ふ也





東洋書院

閱覽室

陳其厚印

明治三十七年  
三月下浣

春城山人